

マービーふれあいセンター敷地内キッチンカー（移動販売車）出店者募集要項

1 目的

マービーふれあいセンターの屋外スペースにコンパクトで機動力のあるキッチンカー（移動販売車）を誘致し、イベント等の有無に関わらずできるだけ連続・安定的に多種・多様な飲食サービスを提供し、当館利用者の利便性を向上させるとともにキッチンカー（移動販売車）目的の来館も相乗・波及的に当館利用者の増加につなげようとするものです。

2 概要

(1) 出店場所

倉敷市真備町箭田40番地1 マービーふれあいセンター敷地内（6 出店場所に示す1区画）

(2) 面積

1区画18㎡（奥行3m×幅6m）

(3) 出店形態

販売品目は、酒類を除く飲食物とし、倉敷市保健所で許可を受けたキッチンカー又は自走式の移動式販売車とします。

※マービーふれあいセンターの電気・水道設備等は原則利用できないため、出店者で用意してください。ただし、電気については、利用料負担により利用可能です。

(4) 営業可能日・時間

マービーふれあいセンターの開館日（休館日、年末年始を除く。）

午前9時00分から午後5時00分までの間（搬入・搬出時間を含む。）

※ただし、午前11時00分から午後2時00分までは必ず営業していただきます。

※全館貸しのイベント等開催時には出店不可とする場合があります。

3 出店申込資格・制限

(1) 出店申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込をすることができます。

- ① 市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること（営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業又は喫茶店営業であること。）。
- ② 出店期間において営業許可証の期限が有効であること。
- ③ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者であること。

- ④ 食品賠償保険等に加入している者であること。
- ⑤ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。

※即日設置撤去が容易にできる場合は、露店形態の飲食店営業も認める場合もあります。

(2) 出店申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、申込をすることができません。

- ① 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。
- ③ 法律行為を行う能力を有しない者。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ⑤ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

4 応募の手続

(1) 申込書類

- ① 出店申込書
- ② 添付書類

ア 営業許可証の写し

イ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

ウ 販売車の車検証の写し及び外観画像

エ 販売メニュー及び料金表

※添付書類については、当初申込時は必須添付していただきますが、更新、変更等が無い場合は添付不要です。

(2) 受付期間

出店日の前月1日から10日まで

※1か月分の申請をまとめて行います。

(3) 提出方法及び提出先

マービーふれあいセンターへ持参または郵送

※郵送の場合、マービーふれあいセンターへ書類が到着した日を申請受付日とします。

(4) 出店許可

原則、申込書を受け付けた順番で許可します。

ただし、出店機会を広く提供する観点や販売種類の多様化の観点から応募状況に応じて調整を行うことがあります。調整の結果は、出店日の前月15日頃に通知します。

なお、出店者が出店料を滞納した場合、公序良俗に反する営業行為等をした場合は、出店許可を取り消すことができるものとします。

その他、マービーふれあいセンターが出店を不相当とした場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は出店許可を取り消すことができるものとします。

出店者が出店許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、マービーふれあいセンターは一切その責めを負いません。

(5) 出店料

売上の10%

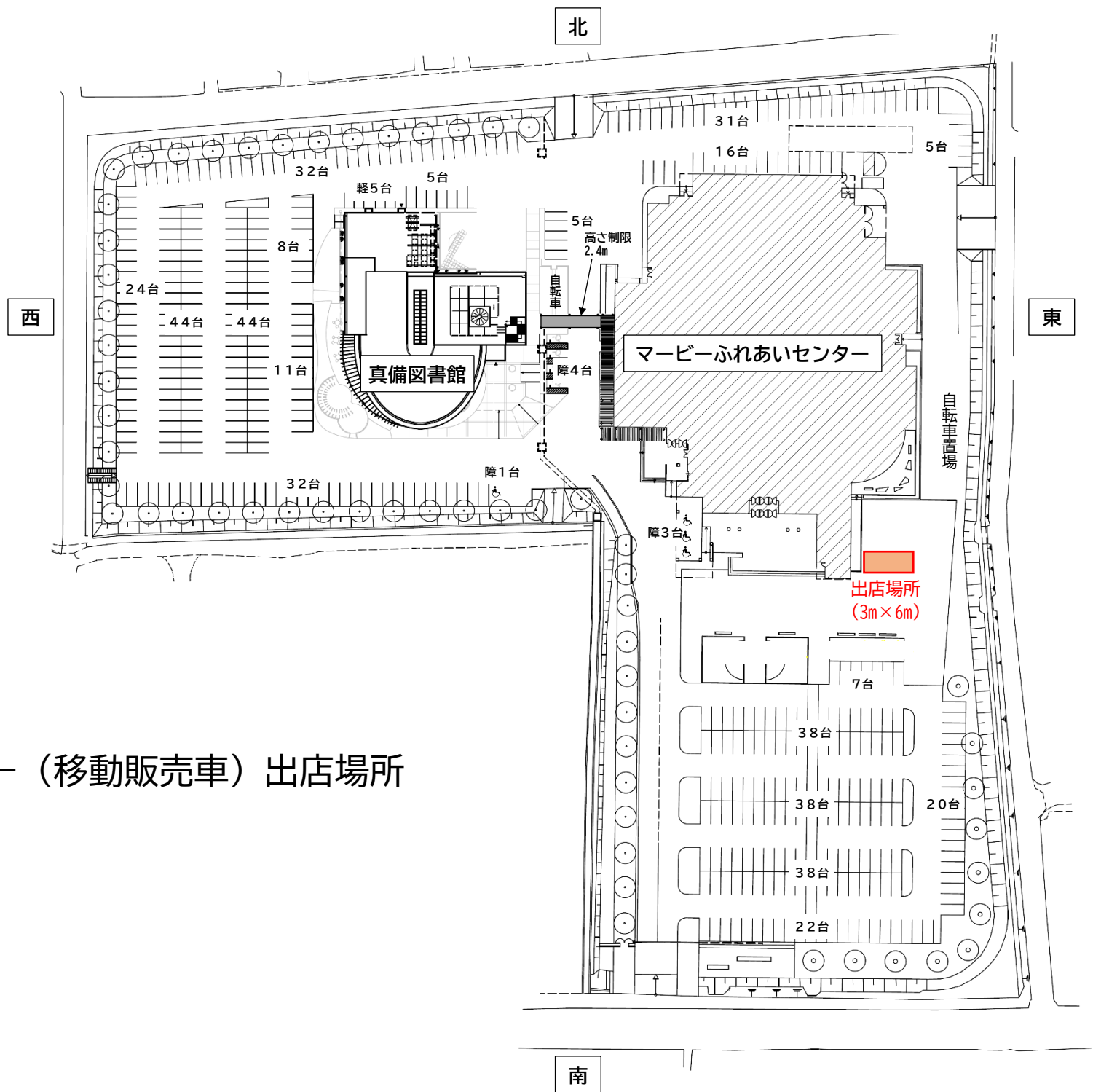
※出店料は、月末締めで翌月の10日までにマービーふれあいセンターにお支払いいただきます。

5 その他

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期してください。
- (2) 出店による事故等は出店者の責任において対処していただきます。
- (3) 来館者の往来の妨げにならないよう十分配慮してください。
- (4) 館内での客引き、宣伝は禁止します。
- (5) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用できません。
- (6) 所定の喫煙場所以外は禁煙です。
- (7) 法令で定める申請・届出や必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- (8) 出店スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理は、出店者の責任と負担でしていただきます。
- (9) 出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置し、空き容器等は自身で回収してください。
- (10) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。
- (11) 出店に伴う客用のイス等の設置は協議により可否を判断します。

6 出店場所

別紙のとおり



6 キッチンカー（移動販売車）出店場所